

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第87号 令和4年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中		
7款 商工費	1項 商工費	2目12節
8款 土木費	4項 都市計画費	1目
10款 教育費	全部	
2款 総務費	1項 総務管理費	3目24節社会福祉基金積立金、こども未来基金積立金、4目、5目、7目を除く
	2項 徴税費	
	5項 統計調査費	

○歳入 第1条中の歳入予算の補正及び第4条地方債の補正

議案第94号 八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第95号 八戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第96号 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第93号 八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について

議案第99号 令和4年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中		
8款 土木費	全部	

○歳入 第1条中の歳入予算の補正及び第2条地方債の補正

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 八戸市営魚菜小売市場改修等建築工事請負の一部変更契約の締結について

八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

1 改正の理由

「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」に係る国の対応方針を踏まえ、当市においても非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

2 主な改正の内容

(1) 非常勤職員の育児休業（子の出生後8週間以内）の取得要件緩和

非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合において、「子が1歳6か月に達する日」以降も任期が継続される可能性があるという取得要件について、「子の誕生日から起算して8週間から6月を経過する日」以降も任期が継続される可能性があるという要件に緩和するよう規定を改める。

(2) 非常勤職員の子が1歳以上である場合における育児休業の取得の柔軟化

非常勤職員の育児休業の対象期間を子が1歳6か月（又は2歳）に達する日までとする場合において、育児休業の開始日を1歳（又は1歳6か月）に達する日の翌日としている要件を、その翌日以降の日を設定できるよう緩和する等、柔軟な取得を可能とするよう規定を改める。

3 施行期日

令和4年10月1日

八戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長し、納税証明書の交付手数料を徴収する事務について所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

(1) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）制度の延長

- ・適用期限について、4年延長し令和7年12月31日までに入居の者を対象とする。
- ・控除期間について、当面の経済状況を踏まえた措置として新築住宅等は現行10年のところ13年とする。

《固定資産税》

(2) DV被害者等に係る納税証明書の記載事項に関する規定の整備

不動産登記法の改正により、DV被害者等が登記所に対し支援措置の申出を行った場合、登記所が登記事項証明書を交付する際に、登記簿上の住所ではなく住所に代わる事項を記載する制度が新たに創設された。

これに伴い、市における納税証明書の交付等の際も、DV被害者等の住所が漏れることを防ぐため、登記簿上の住所ではなく住所に代わる事項を記載する。

3 その他

条項ずれなど、所要の改正を行うもの。

4 施行期日

- (1) 令和5年1月1日
- (2) 令和6年4月1日

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

固定資産証明手数料等を徴収する事務について地方税法の一部改正に伴う所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためものである。

2 改正の主な内容

◎ DV被害者等に係る証明書等の記載事項に関する規定の整備

(1) DV被害者等への支援措置の明確化

固定資産に関する証明書（資産証明等）の交付等を行うことにより、DV被害者等の住所が漏れることを防ぐため、住所の削除など一定の措置を講じた上で証明書の交付等を行うことができる。

(2) DV被害者等が登記所に対し支援の申出を行った場合の対応

不動産登記法の改正により、DV被害者等が登記所に対し支援措置の申出を行った場合、登記所が登記事項証明書を交付する際に、登記簿上の住所ではなく住所に代わる事項を記載する制度が新たに創設された。

これに伴い、市における固定資産に関する証明書（資産証明等）の交付等の際も、DV被害者等の住所が漏れることを防ぐため、登記簿上の住所ではなく住所に代わる事項を記載する。

3 施行期日

(1) 公布の日

(2) 令和 6 年 4 月 1 日

議案第93号

八戸ポータルミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

令和5年4月1日から休館日が月1回から週1回となることに伴うカフェ及びショップの営業日数の減少を考慮し、それぞれの使用料を引き下げるためのものである。

2 改正の内容

(1) カフェの使用料の改定

基本使用料を減少する営業日数分の使用料に相当する額を差し引いた額とする。

(2) ショップの使用料の改定

休館日の増がショップの経営に与える影響を踏まえて、基本使用料と売上歩合使用料の両者を合わせた全体の使用料に関する総合的な見直しを行う。

現 行			改正案		
区分	基本使用料 (月額)	売上歩合使用料 (月額)	区分	基本使用料 (月額)	売上歩合使用料 (月額)
カフェ	80,000 円	—	カフェ	72,000 円	—
ショップ	92,180 円	月間売上額から 1,152,370 円を控 除した額の <u>100 分</u> の <u>8</u> に相当する額	ショップ	90,000 円	月間売上額から 1,200,000 円を控 除した額の <u>100 分</u> の <u>5.5</u> に相当する 額

3 施行期日 令和5年4月1日

十三日町・十六日町地区再整備支援事業について

1. 事業概要

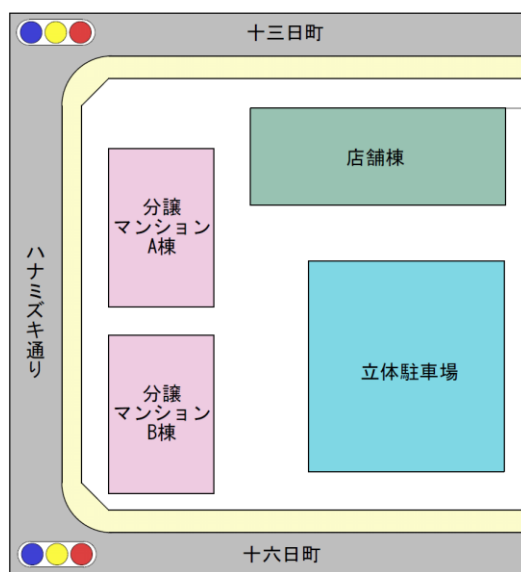
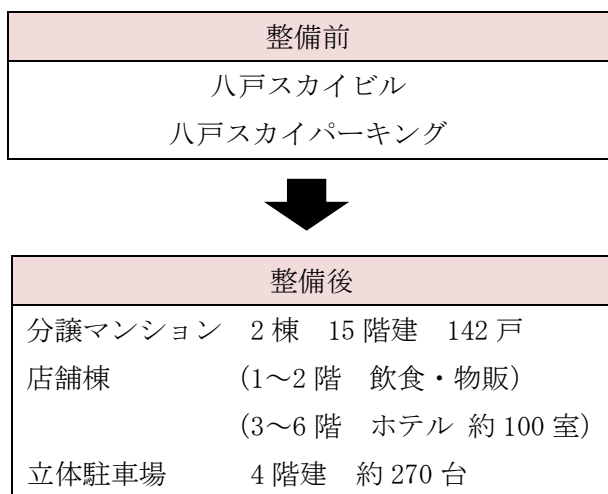
十三日町の「チーノ」の愛称で親しまれてきた八戸スカイビルについて、民間事業者が行う再開発事業に対し、土地の高度利用と良好な市街地環境の形成、住宅供給によるまちなかの居住促進などに資するよう支援を行うもの。

2. 事業者 株式会社フージャースコーポレーション（本社：東京都千代田区）

3. 整備概要

総事業費：約 95 億円 事業期間：4 年間（R4 年度から R7 年度予定）

現在の建物をすべて解体しマンション・店舗・立体駐車場を整備する。



配置図

4. 予定事業スケジュール

実施設計 令和4年10月から約13か月

解体工事 令和5年3月から約8か月

建築工事 令和5年11月から令和8年3月（予定）

5. 国庫補助制度（優良建築物等整備事業）の概要

市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等を総合的に推進する国（国土交通省）の制度

（1）事業タイプ：優良再開発型（市街地環境形成タイプ）

優良な建築物の建築及びこれと一体的に行われる空地等周辺整備並びにこれに付帯する事業により、良好な市街地環境の形成を図る。（次のいずれかに該当するもの）

- イ 建築協定、地区計画等に基づき、良好な景観の形成等に配慮して協調的に建築する事業
- ロ 公共的通路等の確保を図る事業
- ハ 都市拠点整備総合計画区域内の事業
- ニ 沿道整備道路の沿道環境の向上に資する空地等整備を建築物整備と合わせて行う事業
- ホ 公共駐車場と一体的に整備する事業

（2）主な補助要件

◇事業要件

- ・ 地区面積（敷地が接する道路の中心線以内）概ね 1,000 m²以上
- ・ 一定以上の空地及び接道要件の確保
- ・ 地上 3 階以上の中高層建築物の整備（耐火建築物又は準耐火建築物）

◇補助対象費用

- ・ 調査設計計画（測量、地盤調査、建築設計）
- ・ 土地整備（建築物除却、整地、補償費等）
- ・ 共同施設整備（共用通行部分整備、緑地・広場整備、供給処理施設整備等）

※特定の者の専有部分は補助対象外（マンション居住部、ホテル・店舗部分）

6. 期待される効果

- ・ 新たな商業機能やホテルの整備による来街者の増加
- ・ 良好な街並みの形成
- ・ マンション整備による居住の促進
- ・ 大規模な民間投資による市内事業者等への経済効果
- ・ 雇用の創出
- ・ 既存施設が更新されることによる税収増

7. 年度別支援見込額（補助対象事業費＝国 1/3＋地方公共団体 1/3＋事業者 1/3）

（単位：億円）

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	合計
事業費	14.7	24.9	32.8	22.6	95
補助対象事業費	8.9	15.7	11.1	6.0	41.7
補助金	5.9	10.5	7.4	4.0	27.8※

※国庫 13.9 億、市 13.9 億

なお、令和 5 年度以降は国庫内示の状況や事業進捗により変動があり得る。

八戸市営魚菜小売市場改修等建築工事請負の一部変更契約の締結について

1. 工事名 八戸市営魚菜小売市場改修等建築工事
2. 契約者 株式会社石上建設 代表取締役 岩淵 仁
3. 契約額
変更前 265,191,300 円
変更後 339,933,000 円
増減額 74,741,700 円 (28.2%増額)
4. 主な変更理由
 - ・劣化部の補修工事の増工
 - ・工事請負契約約款第25条第1項に基づく、賃金又は物価の変動による増額